

Next川の再生「水辺 de ベンチャーチャレンジ」実施要綱

第1 目的

埼玉県では、平成20年度から地域と県とが連携・協働して川の再生の取組を展開した結果、地域で川を守る活動が広がるなど、再生した水辺が地域の共有資産として利活用されてきている。

この要綱は、これまでの地域と県との連携・協働に加え、民間事業者等とも連携・協働して取り組む「水辺 de ベンチャー計画」の作成及び「水辺 de ベンチャーチャレンジ」実施候補箇所への登録等に係る事項を規定し、「水辺 de ベンチャーチャレンジ」を実施することで、県民誰もが川に愛着を持ち、ふるさとを実感できる「川の国埼玉」を実現することを目的とする。

第2 定義

- (1) この要綱において「水辺 de ベンチャーチャレンジ」とは、河川敷地や調節池等において、市町村や民間事業者等と連携し、河川空間に新たな魅力を創出することで、利活用を促進させる取組みをいう。
- (2) この要綱において「民間事業者等」とは、民間企業、一般社団法人、NPO法人、商工会、青年会議所、観光協会等をいう。
- (3) この要綱において「水辺 de ベンチャーチャレンジ」として取り組む内容は、次のいずれかに該当し、河川空間の持続的な利活用に資するものとする。
 - ア 調節池の底面や水面をピクニック、スポーツ、アクティビティ、カルチャースクール等の場として利用するもの。
 - イ 河川敷地を飲食、物販、サービス施設の運営の場として利用するもの。
 - ウ 河川管理用通路を散策や花見、ライトアップイベント等の場として利用するもの。
 - エ アからウのほか、河川空間の持続的な利活用が見込めると県が判断するもの。

第3 対象河川

一級河川（埼玉県管理区間）とする。

第4 推進主体

県と連携・協働して「水辺 de ベンチャーチャレンジ」に取り組む推進主体は、民間事業者等による河川空間の利活用を推進する次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 県内の市町村
- (2) 県内の市町村及び県内外の民間事業者等

ただし、民間事業者等は、次の業種又は業者については対象外とする。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）の規定に該当する営業に関わるもの又はこれに類するもの。
- (2) 消費者金融・高利貸しに関わるもの。

- (3) 民事再生法又は会社更生法による再生又は県の指名停止措置要領に該当する行為を行ったもの又は不利益処分（違法又は不適当な行為によるものである場合に限る）を受けているもの。
- (4) その他、県が適当でないとする業種や業者。

第5 登録要件

実施候補箇所としての要件は事業の内容が以下のアからオのすべてに該当するものとする。
なお、河川空間を利活用して地域振興等につなげる取組が地方創生に係る総合戦略や観光振興計画等に位置付けられている又は位置付けられる予定があることが望ましい。

また、連携する民間事業者等が具体的に決まっていなくても、登録は可能とする。

ア 民間事業者等による水辺空間の利活用を前提とした計画であること。

イ 単に民間事業者等の利益のためではなく、河川を中心とした地域の賑わい創出等を目的としていること。

ウ 水辺空間の利活用にあたり、治水上・利水上・河川環境上の支障とならないこと。

エ 民間事業者等による水辺空間の利活用に必要な河川敷地を市町村が占有すること。

オ 水辺空間の利活用に必要な施設整備の完了が、登録から概ね5年以内で見込めること。

第6 「水辺 de ベンチャー計画」の作成及び登録の申請等

当事業を実施しようとする推進主体は、次に示す提出書類を作成し、対象河川を管轄する各県土整備事務所又は総合治水事務所に事前相談を行ったうえで、河川環境課に「水辺 de ベンチャーチャレンジ」実施候補箇所の登録を申請するものとする。

(1) 提出書類

ア 様式－1（申請書）

イ 様式－2～6（計画書）

ウ 民間事業者等との連携に関する構想等を記したものの写し

エ 申請内容が位置付けされた地方創生に係る総合戦略、観光振興計画等の表紙及び該当箇所の写し

オ その他必要に応じて利活用のイメージがわかる参考資料（パンフレット等）

(2) 事前相談

計画書の作成に際しては、事前に、対象河川を管轄する各県土整備事務所又は総合治水事務所及び河川環境課に計画内容の相談を行うこととする。

(3) 申請時期等

申請時期等については、河川環境課のホームページ等にて周知する。

第7 実施候補箇所の登録

県土整備部長は、「水辺 de ベンチャー計画」の内容について、第5に掲げる登録要件を満たした箇所のうち、実施の効果、市町村や民間事業者及び地域住民等の川の再生の実現に向けた活動意欲や熱意の高さ、関係者の役割分担と実施体制の確保等の観点から、実現可能性

が高いと判断した場合は実施候補箇所として登録し、申請した推進主体へ通知する。

第8 協議会等の設置及び事業計画書の作成

実施候補箇所の登録を受けた場合、市町村は速やかに協議会等を設置し、「水辺 de ベンチャー計画」の実現に向けて利活用内容や役割分担、資金計画等の検討を進め、事業計画書（様式A）を作成することとする。

なお、事業計画書の提出は実施候補箇所の登録を受けてから概ね2年以内とする。

第9 「水辺 de ベンチャー計画」の変更

推進主体は、実施候補箇所への登録を受けた後に、内容について重要な変更の必要が生じた場合は、変更計画書を作成し、第6（1）に準じて登録することとする。

第10 実施候補箇所の登録の取り消し

県土整備部長は、推進主体及び事業計画の内容が以下に該当する場合は、実施候補箇所の登録を取り消すことができる。

- （1）推進主体から実施候補箇所の登録の取り消しに係る申請があった場合
- （2）当事業の目的や登録要件に該当しなくなったと県土整備部長が認める場合

第11 「水辺 de ベンチャー計画」による河川整備の実施

推進主体が第8の規定による事業計画書を作成した場合、河川管理者は必要な河川整備を実施する。

第12 実施候補箇所の登録申請にあたっての留意事項

- （1）実施候補箇所の登録を受けた場合であっても、「水辺 de ベンチャー計画」に記載された河川区域内の整備が全て実施されることを確約するものではない。
- （2）事業推進のための役割は以下のとおりとする。

ア 市町村の役割

- a 河川空間の利活用計画の策定や整備内容、整備後の維持管理、危機管理対応等に係る検討を行う協議会等（行政機関、民間事業者、地域住民、関係団体等）を設置し、運営する。なお、整備後においても施設運営に係る事業計画や実績報告の場、また、運営上の課題への対応を検討する場として協議会を年1回以上開催するものとする。
- b 民間事業者等による河川敷地の商業利用にあたっては、水辺空間とことん活用プロジェクト事務マニュアルに基づいた都市・地域再生等利用区域の指定等に係る調整等を行う。
- c 都市・地域再生等利用区域内の商業利用に必要な敷地を占用し、施設営業者に使用させる。

イ 市町村または民間事業者の役割

- a 河川空間を利活用するまちづくりや観光地づくり等に必要な施設整備（県が実施

するもの以外)及び施設運営を行う。

- b 河川空間の持続的な利活用に必要なイベントや広報を行う。
- c 県が整備した護岸等について、利活用のために必要な維持管理を行う。
- d 事業箇所周辺において、地域住民や団体等が実施する美化清掃等の活動に対し、必要な支援を行う。

ウ 県の役割

- a 市町村が設置する協議会等へ参画する。
- b 利活用に資する施設のうち、河川区域内において、県が治水安全度の確保及び維持管理の観点から整備の必要があると認めた施設に対し、測量設計、工事を行う。
なお、治水安全度の確保及び維持管理の観点から整備の必要があると認められる施設とは、河川敷地の整地、親水護岸、スロープ、階段、遊歩道(河川管理用通路)、その他棧橋やデッキなど河川の管理のために必要な施設とする。
- c 県が整備した護岸等について、洪水による災害を防除するための機能確保に必要な維持管理及び復旧を行う。

(3) その他

- ア 「水辺 de ベンチャー計画」を実施したい箇所が河川の改修計画等に支障がないことを各県土整備事務所又は総合治水事務所に確認すること。
- イ 原則として県による用地買収の必要がないものとする。
- ウ 生態系など自然環境への影響が懸念される場合は、自然環境に関する県や市町村の関係課所や関係団体への聞き取りをすること。

附則

この要綱は、令和3年2月22日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年8月16日から施行する。

附則

この要綱は、令和6年11月14日から施行する。